

令和 7 年度  
第 7 回 石巻市農業委員会定例総会会議録  
令和 7 年 10 月 28 日

石巻市農業委員会

## 第7回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和7年10月28日 午後1時27分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会  
挨 捶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 使用貸借の解約による通知について

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 石巻市農業振興地域整備計画の変更について

日程第 4 議案第 2号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について

日程第 5 議案第 3号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

日程第 6 議案第 4号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 7 議案第 5号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 8 議案第 6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 9 議案第 7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

閉 会

出席委員 (19名)

1番	松	川	一	生	委員	2番	今	野	真	理	委員
3番	前	野	利	春	委員	4番	齋	藤	忠	直	委員
5番	後	藤	嘉	伸	委員	6番	近	藤		茂	委員
7番	石	川	雅	洋	委員	8番	細	川	淑	子	委員
9番	高	橋	生	一	委員	10番	佐々木			洋	委員
11番	伏	見	さと	子	委員	12番	岡	田	正	男	委員
13番	高	瀬	禎	司	委員	14番	佐々木	文	彦	委員	
15番	高	橋	善	宏	委員	16番	高	橋	由	佳	委員
17番	遠	藤	章	一	委員	18番	武	山		勝	委員
19番	高	橋	千代	恵	委員						

出席農地利用最適化推進委員 (18名)

20番	山	田	信	悦	委員	21番	木	村	和	広	委員
22番	保	原	政	美	委員	23番	渥	美	浩	晃	委員
25番	佐々木			繁	委員	26番	首	藤	勝	博	委員
27番	山	口	修	一	委員	28番	佐	藤	和	隆	委員
29番	佐々木	勝	行		委員	30番	安	部	秀	逸	委員
31番	渡	邊	孝	彦	委員	32番	伊	藤		功	委員
33番	中	村	和	徳	委員	34番	山	田	茂	樹	委員
35番	遠	藤	雅	宏	委員	36番	西	條	健	一	委員
37番	榎	田	有	司	委員	38番	西	條		勲	委員
39番	阿	部	正	展	委員						

欠席委員 (1名)

24番 武 山 礼 二 委員

説明のため出席した者

高 橋 仁 志 農林課課長補佐 阿 部 清 也 農林課主事

事務局職員出席

阿 部	洋	事	務	局	長	三 浦	武 宏	事	務	局	次 長
首 藤	真 利	事	務	局	長	佐 藤	友 人	主			查
		長	補	佐							
		兼	農	地	係						

本 田 亨 主 任 主 事

山 本 万 里 主 任 主 事

及 川 正 彦 主 任 主 事

茂 木 祐 子 主 事

---

○阿部洋事務局長 ただいまから令和7年度第7回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○阿部洋事務局長 総会開会にあたりまして、高橋会長から挨拶を申し上げます。

○高橋千代恵会長 一 挨 拶 一

○阿部洋事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、高橋会長、よろしくお願ひいたします。

---

午後 1 時 30 分 開会

○議長（高橋千代恵会長） それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行へのご協力をお願いします。

会議に入ります。ただいまの出席農業委員は19名、推進委員は19名であります。武山礼二推進委員から欠席の報告がありました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

---

○議事録署名委員の指名

○議長（高橋千代恵会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしの声がございますので、本日の議事録署名委員は議席番号13番高瀬禎司委員、14番佐々木文彦委員にお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言願います。

---

○報告第1号～報告第3号

○議長（高橋千代恵会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号、使用貸借の解約による通知についてから、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてまでを一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

事務局より報告願います。

○首藤真利事務局長補佐兼農地係長 はじめに、報告第1号、使用貸借の解約による通知について、ご報告いたします。議案書は1ページです。今月の受理件数は1件で、耕作者変更によるものが1件でございます。

続きまして、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告いたします。議案書は2ページから10ページです。今月の受理件数は23件で、解約の理由は、耕作者の都合によるものが12件、貸人の都合によるものが9件、転用によるものが2件でございます。

続きまして、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、ご報告いたします。議案書は11ページです。今月の受理件数は1件で、駐車場敷地とするものでございます。

報告は、以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 以上で報告第1号から報告第3号までを終了いたします。

---

#### ◎議案第1号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第3、議案第1号、石巻市農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。議案書は、12ページ及び別冊1になります。

事務局から議案の内容について、説明願います。

○高橋仁志農林課課長補佐 皆さんご苦労様です。農林課の高橋といいます。本日は農林課より石巻市農業振興地域整備計画の変更についてご説明させていただきます。詳細につきましては、担当の阿部の方からご説明申し上げますのでよろしくお願いします。

○阿部晴也農林課主事 産業部農林課の阿部と申します。本日はよろしくお願ひいたします。私から説明させていただきます。農業振興地域整備計画の変更についてというところで、資料は別冊1になります。

まずははじめに、資料の1ページをご覧願います。石巻市農業振興地域整備計画の変更理由書となっております。今回の農用地利用計画にかかる変更内容は、全体見直しにかかる除外及び用途変更並びに申出のあった[ ]地区における個別の除外案件の計3件で、農用地区域内面積の差引増減は1,720.5アールの減となっております。

2ページをご覧願います。2ページから14ページにかけましては、変更内容にかかる案件整理表となっております。番号1は、令和4年1月に決定公告いたしました計画の全体見直しにかかる残余案件となっております。番号2から3は個別の除外案件となっております。はじめに番号1の案件についてご説明いたします。23ページから36ページをご覧願います。河北地区142筆、河南地区164筆、牡鹿地区1筆の計307筆、1,701.1アールについて、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第1号及び第5号により除外を行うものです。いずれの筆についても、現在、農業上の用途に供していないため除外を行うものになります。また、北上地区の7筆、20.1アールについては、用途変更に伴う変更となっております。

番号2から番号3は個別の除外案件となります。番号2からご説明いたします。37ページをご覧ください。申請地は[ ]地区です。地目は、登記及び現況、田であり、農業生産の状況は水稻であります。変更の目的ですが、事業計画者は[ ]として業務を行ってきました。このたび、受注の増大に伴い従業員を新規採用し駐車場の拡張を図るもので、当該地は事業所に隣接しており利用形態を維持したまま拡張できることから、当該地を最適地として選定いたしました。また、圃場整備区域から除外されておりることから、効率的かつ安定的な農業経営を営む者

の農業経営及び農用地の集団化に支障がないものと判断しました。

次に番号3でございますが、41ページをご覧下さい。申請地は [REDACTED] 地区です。地目は、登記及び現況、田であり、農業生産の状況は水稻であります。変更の目的ですが、事業計画者は [REDACTED] [REDACTED] として業務を行ってきました。このたび、事業規模の拡大に伴い、[REDACTED] を設置するものです。当該地は会社事務所から近傍地であることや似たような事業所の集積した地域にあり、大型車両の出入りが容易であること等を考慮した結果、当該地を最適地として選定しました。また、圃場整備区域から除外されておりますことから、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農業経営及び農用地の集団化に支障がないものと判断しました。

以上をもちまして、石巻市農業振興地域整備計画の変更について、ご説明を終わらせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会佐々木洋委員長から報告をお願いします。

○佐々木洋農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

10月20日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、市当局から変更内容について説明を受けました。現地調査並びに書類審査を行い、検討した結果、計画変更は妥当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま産業部農林課からの説明及び農地調査委員会委員長報告がありました。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案にかかる意見について、原案のとおり計画の変更に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案について、そのように決しました。

産業部農林課の方は退席いただいて結構です。ご苦労様でした。

---

## ◎議案第2号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第4、議案第2号、農地転用事業計画変更承認申請に対する意見についてを議題といたします。議案書は、13ページになります。事務局から議案の内容について、説明願います。

○及川正彦主任主事 それでは説明いたします。番号1、議案書の13ページ並びに別添地図資料の1ページをご覧ください。令和7年3月13日付けで農地法5条の許可を得て、プレーパークとしてビニ

ールハウスや常設遊具等10基を整備する計画でしたが、運営を行っていく中で、施設の配置計画上、より必要性の高い駐車場、駐輪場、森林体験スペースとする計画変更を行うものです。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会委員長から報告をお願いします。

○佐々木洋農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。さきの農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い、慎重審議いたしました結果、承認相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり承認相当とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案について、承認相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

---

### ○議案第3号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第5、議案第3号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを議題といたします。議案書は14ページから32ページになります。事務局から議案の内容について、説明願います。

○本田亨主任主事 議案第3号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、ご説明いたします。議案書は、14ページから32ページになります。また、参考として、農用地利用集積等促進計画案一覧表を添付しておりますので、ご参照願います。今月の案件は、賃貸借が田38件、130筆、254,802.32平方メートル、使用貸借が2件で、田1筆、9,104平方メートル、畠1筆、537平方メートル、賃貸借、使用貸借の合計40件、132筆、264,443.32平方メートルとなっております。賃借権または使用貸借の権利を取得する者は、いずれも農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事している農業者となっております。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 次に、農家相談委員会による審査結果について、農家相談委員会後藤嘉伸委員長から報告をお願いします。

○後藤嘉伸農家相談委員長 それでは、農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、ご報告いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農地中間管理機構から意見を求め

られた件について、去る10月18日開催の農家相談委員会において、農用地利用集積等促進計画案を審査したところ、賃借権及び使用賃借の権利を取得する者は、いずれも農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているものと認められます。つきましては、本件、 貸借の権利設定40件の計画案に同意し、承認相当との意見を付すべきと判断いたしました。

以上、報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありましたが、本案について、ご意見、ご質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案にかかる意見について、原案のとおり計画に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案にかかる意見について、原案のとおり計画に同意することに決しました。

それでは、本案、一括方式40件については、承認相当の意見を付して、宮城県農地中間管理機構に進達することに決しました。

---

#### ◎議案第4号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第6、議案第4号、非農地証明交付申請書の承認についてを議題といたします。議案書は33ページになります。事務局から議案の内容について、説明願います。

○及川正彦主任主事 それでは、ご説明いたします。

番号1、議案書の33ページ及び別添地図資料の2ページをご覧ください。当該地は、平成23年に相続したものの労働力不足のため耕作できなくなり原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号2、議案書の33ページ、地図資料は3ページをご覧ください。当該地は、昭和40年から墓地として利用してきたものです。非農地となって20年以上が経過した土地です。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会委員長から報告をお願いします。

○佐々木洋農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。さきの農地調査委員会におきまして、書類審査等を行い審議した結果、非農地証明判断基準及び非農地証明の範囲に合致しており、今後とも農地として利用される可能性はないことから、承認相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本

案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、証明書を交付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案2件について、証明書を交付することに決しました。

---

#### ◎議案第5号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第7、議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。議案書は、34ページ39ページになります。事務局から議案の内容について、説明願います。

○佐藤友人主査 それでは、説明いたします。議案書は34ページです。番号1、子への経営継承のための使用貸借権の設定です。申請地は、田32筆、畠3筆、農業用施設1筆、合計36筆、面積36,592平方メートルです。

次に、番号2、議案書は37ページです。譲渡人の規模縮小のための贈与です。申請地は、田4筆、面積1,640平方メートルです。

次に、番号3、譲渡人の離農のための売買です。申請地は、畠1筆、面積387平方メートルです。

次に、番号4、議案書は38ページです。譲渡人の耕作困難のための賃借権の設定です。申請地は、田9筆、合計面積9,164平方メートルです。

最後に、番号5、議案書は39ページです。譲渡人の耕作困難のための贈与です。申請地は、畠1筆、面積872平方メートルです。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農家相談委員会委員長から審査結果について報告願います。

○後藤嘉伸農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。さきの農家相談委員会において、現地写真による調査並びに書類審査の結果、全ての案件について許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありましたが、本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案5件について、許可とすることに決しました。

---

◎議案第6号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第8、議案第6号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。議案書は、40ページになります。事務局から議案の内容について、説明願います。

○及川正彦主任主事 それでは、説明いたします。番号1、議案書の40ページ並びに地図資料4ページをご覧ください。農業用機械保管場所とするための転用です。農地区分は、10ヘクタール以上の一団の農地であることから、第1種農地に該当しますが、農業用施設用地の例外規定が適用されます。

番号2、議案書の40ページ並びに地図資料5ページをご覧ください。各種農業用機械等置場とするための転用です。農地区分は、農振農用地ですが、農業用施設用地の例外規定が適用されます。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告願いします。

○佐々木洋農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。さきの農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い、許可基準に基づき審議した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま、事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり許可相当とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案2件について、原案のとおり許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

---

◎議案第9号、議案第7号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第9、議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。議案書は、41ページになります。事務局から議案の内容について、説明願います。

○及川正彦主任主事 それでは説明いたします。はじめに番号1、議案書の41ページ並びに地図資料6ページをご覧ください。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性

の低い農地であるため第2種農地に該当します。

次に番号2、議案書は41ページ地図資料は7ページです。駐車場とするための転用です。農地区分は、半径500メートル以内に2つ以上の医療施設が存在し、水道、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域に存する農地であるため第3種農地に該当します。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告願いします。

○佐々木洋農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。さきの農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い、許可基準に基づき審議した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま、事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり許可相当とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案2件について、原案のとおり許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

---

#### ◎閉　　会

○議長（高橋千代恵会長） 以上で今、定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これをもちまして、令和7年度第7回石巻市農業委員会定例総会にかかる議事を終了いたします。

午後1時58分　閉会